

# 八王子市障害者控除対象者認定に関する事務取扱要綱

平成 20 年 1 月 1 日施行

改正 平成 21 年 1 月 1 日  
改正 平成 24 年 1 月 1 日  
改正 平成 29 年 4 月 1 日  
改正 平成 31 年 1 月 1 日  
改正 令和元年 10 月 1 日  
改正 令和 2 年 12 月 1 日  
改正 令和 3 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 10 条第 1 項第 7 号又は第 2 項第 6 号及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条第 7 号又は第 7 条の 15 の 7 第 6 号に規定する障害者及び特別障害者（以下「障害者控除対象者」という。）の認定に係る基準、手続きについて必要な事項を定めるものとする。

## (認定の基準日)

第 2 条 障害者控除対象者の認定は、所得税申告の対象となる年の 12 月 31 日を基準日とする。ただし、対象者が年の中で死亡又は出国している場合は、死亡又は出国した日とする。

## (対象者)

第 3 条 障害者控除対象者の認定を受けることができる者は、基準日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 八王子市内に住所を有する 65 歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている者又は介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等（要支援又は事業対象者の認定を受けている者）であること。
- (2) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けていない者、原子爆弾被爆者援護法第 11 条第 1 項の認定を受けていない者であること。ただし、障害者控除対象者認定により、障害者の認定から特別障害者の認定になる場合を除く。
- (3) 別表に定める要件のいずれかに該当すること。

## (申請)

第 4 条 障害者控除対象者は、障害者控除対象者認定申請書（第 1 号様式）に、介護保険の被保険者証と前条第 3 号の要件に該当する旨の医師の意見書（第 2 号様式）を添付し、市長に申請するものとする。ただし、障害者控除対象者が八王子市において介護保険の認定調査を受けており、介護保険の要支援・要介護認定のための認定調査票等の閲覧に同意した場合は、介護保険の被保険者証及び医師の意見書の添付を省略することができる。

なお、障害者控除対象者が死亡した場合は、民法（明治 31 年法律第 9 号）第 725 条に規定する親族が市長に申請するものとする。

## (決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、障害者控除対象者と認められる場合は障害者控除対象者認定書（第 3 号様式）を交付する。また、認められない場合は、障害者控除対象者非該当通知書（第 4 号様式）を申請者に通知する。

(認定書の用途)

第6条 障害者控除対象者認定書は、所得税及び市・都民税の申告の際に使用するものであり、その他の目的には使用できないものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表

	認定内容	認定基準	判定基準
障害者控除対象者	(1) 知的障害者 (軽度・中度)等に準ずる	○知的障害者の障害の程度の判定基準(重度以外)と同程度の障害の程度であること	要支援又は要介護に認定されており、かつ、主治医意見書又は認定調査票に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅱ a 以上に該当  ※ただし、特別障害者控除対象者を除く
	(2) 身体障害者 (3級～6級)に準ずる	○身体障害者の障害の程度の等級表(3級～6級)と同程度の障害の程度であること	要支援又は要介護に認定されており、かつ、主治医意見書又は認定調査票に記載されている障害症高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準A 1以上に該当  ※ただし、特別障害者控除対象者を除く
特別障害者控除対象者	(1) 知的障害者 (重度)等に準ずる	○知的障害者の障害の程度の判定基準(重度)と同程度の障害の程度であること 又は ○精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者と同程度の障害の程度であること	要介護3以上に認定されており、かつ、主治医意見書又は認定調査票に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅲ a、Ⅲ b、Ⅳ、Mに該当
	(2) 身体障害者 (1級、2級)に準ずる	○身体障害者の障害の程度の等級表(1級、2級)と同程度の障害の程度であること	要介護3以上に認定されており、かつ、主治医意見書又は認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準B 1、B 2、C 1、C 2に該当